

村内公共施設の休業等の基準

弥彦村

	村内に感染者が確認された場合	施設利用者の感染が確認された場合 (村外利用者含む)
農村環境改善センター 弥彦総合文化会館 公民館矢作支館 公民館麓支館 弥彦の丘美術館 弥彦体育館 サン・ビレッジ弥彦 弥彦中学校体育館(一般開放) 屋外体育施設 夢の木はうす コミュニティセンター 旧武石家住宅 高齢者総合生活支援センター 観山荘 保健センター ヤホール 湯のわ おもてなし広場足湯	<h2><u>直ちに休業しない</u></h2>	<h2><u>当該施設は直ちに休業する</u></h2> <ul style="list-style-type: none"> ●濃厚接触者の特定等のための調査に協力するとともに、保健所の意見等を踏まえ、感染拡大の可能性が低いと判断されるまでは休業とする。 ●保健所の指導により、当該施設内の消毒等を実施した後、感染拡大の可能性が低いと判断された場合に利用を再開する。

■濃厚接触者や感染者が判明した場合は、保健所等に相談し、指導を受けながら判断していく。

【用語の定義】

- ※1 濃厚接触者とは、患者(確定例)の感染可能期間(新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者
- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等)があった者
 - ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
 - ・患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・その他:手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策無しで、患者(確定例)と15分以上の接触があった者(NIID国立感染症研究所より)

※2 退院・解除基準

令和2年2月6日付通知 厚生労働省健康局結核感染症課長 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(6/12・6/25 一部改正)

令和2年4月12日付事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(6/12 一部改正)

児童・生徒が感染した場合の学級閉鎖基準

	感染を疑う症状あり	濃厚接触者※ ¹ に特定	感染が判明	退院・解除基準
児童・生徒	自宅で休養 ※出席停止扱いが可能	退院・解除基準※ ² に基づき出席停止 ※家族ら同居人の感染が判明した場合も同じ	退院・解除基準※ ² に基づき出席停止 ※兄弟姉妹がいる場合 兄弟姉妹も退院・解除基準※ ² に基づき出席停止 (登園自粛)	【有症状患者】 ▽発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 ▽症状軽快後24時間経過した後、24時間以上の間隔をあけて2回のPCR検査で陰性を確認
教職員	自宅で休養 ※特別休暇 (出席困難休暇)	退院・解除基準※ ² に基づき出勤停止 ※在宅勤務・職務専念義務免除 ※家族ら同居人の感染が判明した場合も同じ	退院・解除基準※ ² に基づき出勤停止 ※病気休暇	【無症状患者】 ▽検体採取日から10日間経過した場合 ▽検体採取日から6日間経過後、24時間以上の間隔をあけて2回のPCR検査で陰性を確認
当該児童生徒の在籍する学級	学級閉鎖しない	学級閉鎖しない	退院・解除基準※ ² を目安に学級閉鎖	上記4つの条件のうちどれか1つをクリア ⇒ 出席許可 出勤許可 学級再開
学 校	休校しない	休校しない	いったん臨時休校 ⇒ その後、保健所等に相談し、適宜再開	消毒後感染拡大の可能性が低いと判断 ⇒ 適宜再開
周辺の学校 (小学校または中学校)	休校しない	休校しない	休校しない ※感染状況によっては休校もあり得る	休校した場合 感染拡大の可能性が低いと判断 ⇒ 適宜再開

■濃厚接触者や感染が判明した場合は、保健所等に相談し、指導を受けながら判断していく

園児が感染した場合の保育園休園基準

	感染を疑う症状あり	濃厚接触者 ^{※1} に特定	感染が判明	退院・解除基準
園児	自宅で休養 ※登園自粛要請	退院・解除基準 ^{※2} に基づき登園自粛要請 ※家族ら同居人の感染が判明した場合も同じ	退院・解除基準 ^{※2} に基づき登園自粛要請 ※兄弟姉妹がいる場合 兄弟姉妹も退院・解除基準 ^{※2} に基づき登園自粛(出席停止)	【有症状患者】 ▽発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 ▽症状軽快後24時間経過した後、24時間以上の間隔をあけて2回のPCR検査で陰性を確認 【無症状患者】 ▽検体採取日から10日間経過した場合 ▽検体採取日から6日間経過後、24時間以上の間隔をあけて2回のPCR検査で陰性を確認 上記4つの条件のうちどれか1つをクリア ⇒ 登園許可 出勤許可 クラス再開
保育士・調理員	自宅で休養 ※特別休暇(出席困難休暇)	退院・解除基準 ^{※2} に基づき出勤停止 ※在宅勤務・職務専念義務免除 ※家族ら同居人の感染が判明した場合も同じ	退院・解除基準 ^{※2} に基づき出勤停止 ※病気休暇	
当該園児のクラス	クラス閉鎖しない	クラス閉鎖しない	退院・解除基準 ^{※2} を目安にクラス閉鎖	
当該園	休園しない	休園しない	いったん臨時休園 ⇒ その後、保健所等に相談し、適宜再開	消毒後感染拡大の可能性が低いと判断 ⇒ 適宜再開
その他の園	休園しない	休園しない	休園しない ※感染状況によっては休園もあり得る	休園した場合 感染拡大の可能性が低いと判断 ⇒ 適宜再開

■濃厚接触者や感染が判明した場合は、保健所等に相談し、指導を受けながら判断していく

小学校が学級閉鎖になった場合の放課後児童クラブの運営方針

弥彦村教育委員会

基本的な考え方

- 放課後児童クラブについては、保護者が働いており、家に1人であることができない子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で原則開所する。(ただし、感染状況を考慮し、総合的に判断した結果、必要があれば変更もありうる。)
- 利用する児童の健康管理に留意し、健康記録(体温測定、咳やだるさ、味覚障害、嗅覚障害などがないか)を行う。発熱、咳、だるさなどの症状があれば当該児童の利用はすぐに中止してもらう。

感染時等の対応について

○学級閉鎖になった場合

<p>放課後児童クラブ (すべての放課後児童クラブ)</p>	<ul style="list-style-type: none">● 学級閉鎖が解除されるまで、学級閉鎖のクラスの児童すべてが通所自粛<ul style="list-style-type: none">※ クラスの中に矢作キッズ・夢の木キッズ・長期キッズの児童が混在しているため、そのクラスの児童すべてが通所自粛となる※ ただし、保護者が医療職などの社会的要請が強い職業等についている場合であって、その子どもの預かりが必要なときについては、学校の空き教室の利用など代替の方法を検討する● その他の児童は通常利用可
------------------------------------	--

放課後児童クラブに登録していない子どもたちの対応について

○学級閉鎖になったクラスの児童以外で、放課後児童クラブに登録していない子どもたちについては、別の「居場所」をつくる

<p>放課後児童クラブに登録していない 子どもの居場所</p>	<ul style="list-style-type: none">● 場所は「弥彦総合文化会館」または消毒が終了した「弥彦小学校」● 利用時間は午前8時～午後5時● 対象児童は放課後児童クラブに登録していない1年～3年生の児童● 見守り支援員には学習指導支援講師または介助員等が当たる● 送迎は保護者が行う● 弁当持参● 利用料は無料
-------------------------------------	---